

名勝白山公園保存活用計画策定支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、新潟市が発注する「名勝白山公園保存活用計画策定支援業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

2 目的

名勝白山公園（16,959 m²）の保存状況や保存活用の現状と課題を整理し、保護の方針を定めることを目的として、「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（最終変更令和5年3月 文化庁）に基づき保存活用計画を策定する。

3 委託期間

契約日 から 令和9年3月19日(金) まで

4 業務内容

名勝白山公園保存活用計画策定支援業務のうち、令和8年度に実施を予定する部分は以下のとおりとする。

（1）現況把握・与条件確認

測量図（1／500）及び都市計画図（1／2500）に指定範囲を示した基本図に、必要事項を加筆する。現地で構成要素を確認し、測量図と一致しているかを確認する。

上記、測量図（1／500）及び都市計画図のデータは新潟市より提供する。

（2）保存活用計画の策定

保存活用計画の策定にあたっては、別添「章立て別作業予定年度」のとおりとする。なお章立ての名称は、協議の上、変更することができる。

（3）会議の運営支援

専門家の意見及び住民等の視点が計画に十分反映されるように、学識経験者、地域代表者、関係機関代表者等からなる名勝白山公園保存活用計画策定に関する有識者会議（以下「会議」）を開催し、聴取した意見をもとに計画案の作成を行う。会議の委員は、新潟市中央区役所建設課が指名する。会議は新潟市中央区区内において年2回程度開催する。会議の開催にあたり、資料の作成、会議の出席、議事録の作成を行う。

（4）成果品の作成

当該年度の作業内容をとりまとめ、計画案を含む中間業務報告書等を提出する。詳細は、下記「8 成果品」を確認すること。

5 資料の貸与

- (1) 受託者は、本業務の実施に必要な関係資料の貸与を新潟市に申し出ることができる。
- (2) 受託者は、以下の場合は直ちに貸与された関係資料を新潟市に返却しなければならない。
 - ①貸与された関係資料の必要がなくなった場合
 - ②新潟市より返還の請求があった場合
 - ③本業務完了時
- (3) 受託者は、貸与された関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、新潟市の承認を受けることなく、貸与された資料を本業務以外の用途に使用、又は第三者に貸与及びその内容の公表をしてはならない。

6 受託者の責務

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と新潟市は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を解消するものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- (2) 本業務着手時、管理技術者又は新潟市が必要と認めた時、成果品とりまとめ時において、管理技術者と新潟市は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに新潟市と協議するものとする。
- (4) 業務従事者のうち、管理技術者は国指定等文化財の保存活用計画策定に関する経験を有する者であること。

7 名勝白山公園保存活用計画策定に関する有識者会議

- (1) 本業務を進めるに当たり、会議の中で出た意見を尊重すること。
- (2) 現状把握について、受託者は必要に応じて意見を求めることができる。

8 成果品

提出すべき成果品、提出部数、提出期限及び提出場所は以下のとおりとする。

(1) 令和8年度提出物

令和9年3月19日（金）までに下記に掲げるものを、新潟市中央区役所建設課へ提出すること。

- ①中間業務報告書 A4版 2部
- ②会議議事録一式 2部
- ③上記原稿を記録した電子媒体（CD-R等）一式
- ④その他新潟市が指示した資料

(2) 上記電子媒体について、保存活用計画（案）、各報告書及び会議議事録は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel で作成したものを提出すること。これに拠り難い場合は新潟市と協議するものとする。

(3) 提出物は新潟市の提案により両者で協議のうえ、変更することができる。また、契約期間中は、新潟市の求めに応じ、年度業務報告書、参考資料・データ等を適宜提出することとする。なお、提出後に誤り又は不備が発見された場合は、契約終了後も訂正の義務を負うこととする。また、提出物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、原則として全て新潟市に帰属するものとする。

9 その他

(1) 業務指示

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに新潟市と協議することとする。

(2) 機密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容及び成果物一切について、外部へ情報を漏えいしてはならない。

(3) 必要事項の補充

本仕様書は、本業務に必要な事項のうち、重要な事項を示したものであるもので、これらに記載していない事項であっても、業務遂行上必要な事項については、新潟市と受託者が協議の上、必要に応じて補充するものとする。

名勝白山公園保存活用計画策定支援業務 章立て別作業予定年度

章	内容	主な記載内容	年度（予定）
1	計画策定の沿革と目的	これまでの沿革や計画策定の目的、指定範囲等を記載	令和8年度
2	指定地の周辺環境	白山公園をとりまく周辺環境を記載	
3	名勝白山公園の概要	名勝としての概要や経緯などを記載	
4	名勝の本質的価値／構成要素の整理	上記により、本質的価値を整理し、本質的価値を構成する諸要素、それ以外の諸要素を記載	
5	基本方針	本質的価値を踏まえた保存・活用の基本方針を記載	令和9年度
6	保存管理	保存管理の課題、方向性、具体的方策、現状変更等の方針を記載	
7	活用	活用の課題、方向性、具体的方策を記載	
8	整備	整備の課題、方向性、具体的方策を記載	
9	運営体制	運営方法、体制整備の課題、方向性を記載	
10	実施計画／経過観察	今後の施策の実施計画の記載、経過観察が必要な箇所の記載	

※上記内容は予定であり、令和9年度予算については議会の議決により決定する。